

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の保育所を運営する社会福祉法人が民間保育所で実施する入所児童の健全な育成及び処遇改善並びに当該民間保育所の円滑な運営を図るため、当該民間保育所に対し、予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、大口町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和60年大口町条例第32号）、大口町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和60年大口町規則第9号）及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により大口町内に設置された保育所をいう。
- (2) 児童 法第24条の規定により保育を必要とする同法第4条第1項に規定する児童をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町民間保育所運営費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、補助事業実施年度開始後速やかに町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて調査をし、速やかに大口町民間保育所運営費補助金交付決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成す

るため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の変更)

第6条 補助金の交付を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、速やかに大口町民間保育所運営費補助金変更承認申請書(様式第3)に町長が必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助事業の内容の変更を承認したときは、速やかに大口町民間保育所運営費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により補助対象者に通知するものとする。

(関係書類の整備等)

第7条 補助対象者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を整え、証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、当該年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は概算払いとし、その交付時期及び交付金額は別表第2のとおりとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して40日以内に補助事業の成果を記載した大口町民間保育所運営費補助金実績報告書(様式第5。以下「報告書」という。)に関係書類を添え、町長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第10条 町長は、前条の報告により補助金の額を確定し、大口町民間保育所運営費補助金確定通知書(様式第6)により、補助対象者に通知するとともに、確定した補助金の額が第5条及び第6条の規定により決定した補助金の額(以下「既交付決定額」という。)を上回る場合は、その差額を追加交付するものとする。

2 補助対象者は、前項により確定した補助金の額が、交付決定額を下回る場合は、その差額を返還するものとする。

(調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助金に係る経理状況について補助対象者に報告させ、又は関係職員に補助事業の実施状況について検査をさせることができる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成26年3月31日 大口町告示第16号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日 大口町告示第113号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月31日 大口町告示第51号)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第52号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日 大口町告示第43号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用する。

別表第1（第3条関係）

区 分	補助対象経費及び補助金額
人件費補助	<p>1 通常分（保育士、事務職員及び調理員）</p> <p>補助対象経費 社会福祉法人が通常保育時間（平日の午前7時30分から午後7時00分、土曜日の午前7時30分から午後5時30分をいう。以下同じ。）において保育所を運営するに当たり、町保育士等配置基準に基づき配置した職員（保育士、事務職員及び調理員）の person 費</p> <p>※クラス担任は正規保育士に限る。ただし、産休・育休代替保育士についてはこの限りでない。</p> <p>※社会福祉法人が配置した職員の person 費には、給料及び諸手当のほか、申請年度において適用される健康保険料事業主負担分、厚生年金保険料事業主負担分、雇用保険料事業主負担分、労働者災害補償保険料及び退職手当引当金を含むものとする。以下同じ。</p> <p>補助金額 通常保育時間において、別に定める町格付け職員が町保育士等配置基準に基づき配置されたものとみなし算出した person 費上限額と社会福祉法人の年度末における補助対象職員の実 person 費年額総額とを比較していずれか低い方の額から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第1項に規定された委託費（以下「委託費」という。）のうちの person 費及び大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第17号）により町から社会福祉法人に対して交付される補助金額を控除した額とする。</p> <p>2 特例分</p> <p>補助対象経費及び補助金額 町と社会福祉法人が協議し、町が必要と認め配置した別に定める職員の実 person 費</p>
事業費補助	<p>委託費のうちの事業費の50%の額。ただし、この割合については、毎年の実事業費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。</p>
管理費補助	<p>委託費のうちの管理費の50%の額。ただし、この割合については、毎年の実管理費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。</p>
特殊要因補助	<p>人件費補助、事業費補助、管理費補助のほか、保育園運営をしていく上で必要となる経費の内、町と社会福祉法人が協議し、町が必要と認めたものに係る経費の額</p>

別表第2（第8条関係）

交 付 時 期	交 付 金 額
4月	補助金交付決定額に12分の3を乗じて得た額
7月	補助金（変更）交付決定額に12分の3を乗じて得た額
10月	補助金（変更）交付決定額に12分の3を乗じて得た額
3月	補助金（変更）交付決定額から既交付額を控除した額

様式第 1 (第 4 条関係)

大口町民間保育所運営費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
交 付 目 的 及 び 内 容	
交 付 申 請 額	
補 助 事 業 の 開 始 年 月 日	開始 年 月 日
及 び 完 了 (予 定) 年 月 日	完了 年 月 日
添 付 資 料	1 補助金調書 2 職員名簿

様式第2 (第5条関係)

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町民間保育所運営費補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付で申請のありました補助金については、下記のとおり決定・却下しました。

補 助 年 度	年度
交 付 目 的 及 び 内 容	
交 付 決 定 額	
補 助 事 業 の 開 始 年 月 日	開始 年 月 日
及 び 完 了 (予 定) 年 月 日	完了 年 月 日
却 下 理 由	
交 付 条 件	

様式第3 (第6条関係)

大口町民間保育所運営費補助金変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

事業計画を変更したいので、大口町民間保育所運営費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
既 交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
既 交 付 決 定 通 知 番 号	第 号
既 交 付 決 定 額	
変 更 交 付 申 請 額	
変 更 内 容	
添 付 資 料	1 補助金調書 2 職員名簿

様式第 4 (第 6 条関係)

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町民間保育所運営費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金の変更交付については、
下記のとおり決定しました。

補 助 年 度	年度
交 付 目 的 及 び 内 容	
既 交 付 決 定 額	
変 更 交 付 決 定 額	
交 付 条 件	

様式第5 (第9条関係)

大口町民間保育所運営費補助金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日 (変更交付決定年月日)	年 月 日 (年 月 日)
交 付 決 定 通 知 番 号 (変更交付決定通知番号)	第 号 (第 号)
交 付 目 的 及 び 内 容	
補 助 事 業 の 開 始 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	開始 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 額	
実 績 報 告 額	
添 付 資 料	1 補助金調書 2 職員名簿 3 収入支出決算書

様式第6（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町民間保育所運営費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、大口町民間保育所運営費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 補助金精算額

精算区分	金	額
追加交付額	金	円
返還額	金	円